

第1 共通事項

【基準】

- 1 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。

【解説】

地域の特性に根差した景観は、住民の地域に対する共感や愛着を育み、意識を糾合するシンボルとなります。

青森県は、緑豊かな山脈（やまなみ）、清らかな水のある川や湖、変化に富んだ海岸線などの美しい自然や多くの歴史的・文化的遺産に恵まれており、これらが織り成す景観との調和を心掛けて景観形成を進めていくことが大切です。

このため、地域の景観を特徴づけている特性を把握し、これを尊重して大規模行為を計画し、周辺景観と調和した魅力ある景観形成を図ることが必要です。



■自然景観を有する地域



■都市景観を有する地域



■歴史的・文化的遺産を有する地域



■田園景観を有する地域

【基準】

2 大規模行為の行為地（以下「行為地」という。）の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の優れた景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。

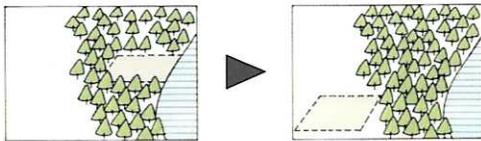
【解説】

優れた自然、歴史的・文化的遺産等の景観を有する地域や、「ふるさと眺望点」などの主要な視点場から眺望される優れた景観を有する地域では、このような景観を乱さないよう慎重な配慮が必要です。

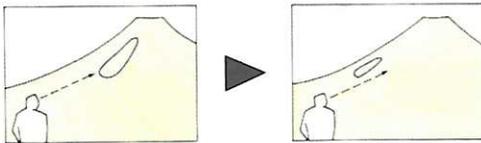
このため、計画されている大規模行為が周辺景観に与える影響を考慮し、これらの優れた景観を損ね、主要な視点場からの眺望を妨げたりすることのないよう行為地を選定することが必要です。

【配慮事項】

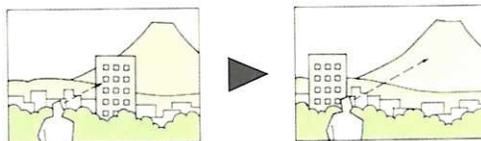
- 優れた景観資源を有する地域への立地を避ける。



- 主要な視点場から眺望される景観を乱さないような位置及び規模とする。



- 主要な視点場から景観資源への眺望を妨げない位置及び規模とする。
・建築物や工作物は、ランドマークやスカイラインへの眺望を妨げない位置、高さとする。



■ 眺望の妨げにならないような町並みを形成している。



■ 眺望の妨げにならないような建築物の位置及び規模としている。

第1 共通事項

【基準】

3 行為地について、市町村が市町村景観形成基本方針その他これに類する計画、基準等を定めている場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。

【解説】

市町村が地域の特性を生かし、独自に景観形成施策を展開している場合には、これを踏まえて、大規模行為を計画することが必要です。

このことにより、地域に根差した景観形成を図ることが可能となります。

【配慮事項】

- 市町村の景観形成基本方針など、市町村の景観形成に関する計画、基準等を検討し、大規模行為の計画に反映させる。

【基準】

4 行為地について、景観形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。

【解説】

地域住民が景観形成に関する協定を定めるなど、地域に根差した取組を展開している場合には、これを尊重して、大規模行為を計画することが必要です。

このことにより、地域に根差した景観形成を図ることが可能となります。

【配慮事項】

- 景観形成住民協定や、建築協定、緑地協定など、景観形成に関する協定が締結されている地域に行為地がある場合、又は接している場合は、これらの内容を十分踏まえ、大規模行為の計画に反映させる。